

令和3年8月6日 15時30分  
資料配布 近畿地方整備局

## 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社村田組に対して建設業法の規定に基づく指示処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社村田組

### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分  
(詳細は別添資料参照)

### 3. 処分理由

株式会社村田組が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課 課長 一力 哲也 (内線6141)

課長補佐 小園 賢太郎(内線6144)

電話 06-6942-1141(代)  
06-6942-1059(夜間直通)

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社村田組  
許可：国土交通大臣（特-31）第 24161 号  
代表者：村田 燐男  
主たる営業所：兵庫県伊丹市西台 2-7-2

### 2. 処分内容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分  
(内容)

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

### 3. 処分理由

株式会社村田組が請け負った大阪市港区弁天 1 丁目 1 番先所在の工事現場において令和 2 年 1 月 7 日、同社の労働者がバックホウの扉に指を挟み、左拇指切断の傷害を負い 4 日以上休業したのに、同社は同人が同日、兵庫県伊丹市桑津 3 丁目 2 1 7 番 3 所在の同社資材置き場においてバックホウの調整中に前記傷害を負った旨の虚偽の事実を記載した労働者傷病報告書を同月 23 日、伊丹労働基準監督署長に提出したことにより、令和 3 年 5 月 26 日付けで労働安全衛生法違反として伊丹簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。